

主に行政関係の動き(1970年代～)

1971年	8月	政府、原子力発電所(VVER-440)の建設を決定
1972年	12月	バルト海沿岸のジャルノビエツ地区(Żarnowiec)を原子力発電所の建設地に決定
1974年		ポーランド政府とソ連政府、ソ連のVVER-440を導入した原子力発電所の建設協力に関する予備協定に調印
1979年	6月	ポーランド産業界の原子力発電所機器製造への参入プログラムを閣議決定
1982年	1月	ジャルノビエツ地区でVVER-440/213×4基の建設を閣議決定、3月に建設開始
1986年	4月	ソ連でチェルノブイリ事故発生
1988年		ワルタ地区(Warta)でVVER-1000/320×2基の建設作業が開始(1989年に中止)
1990年	5月	ポモージェ県で住民投票。有権者の86.1%が建設継続に反対
	9月	ジャルノビエツ地区での建設中止を閣議決定。ジャルノビエツ地区では発電所の建設工事40%、インフラ整備90%完了。機器の一部をフィンランドのロビーサ発電所、ハンガリーのパクシュ発電所(いずれもVVER-440)に売却。中止に伴う損失は20億米ドル(2014年価格)
	11月	国会下院、2010年までのポーランドのエネルギー政策の骨子を承認(2000年以後、経済効率性と環境安全面で改良した次世代原子力発電の実施可能性)
2000年	11月	「原子力法」制定
2005年	1月	2025年までのポーランドのエネルギー政策を閣議決定(原子力発電の導入を含む)
2009年	1月	原子力発電開発に関する活動を閣議決定 -少なくとも2基建設、初号機は2020年までに運転開始 -原子力発電担当全権委員(経済省次官)が原子力発電プログラムを策定 -国内最大のエネルギー公益会社 Polska Grupa Energetyczna SA (PGE)がプログラム実施を主導
	8月	原子力発電に係る活動の枠組スケジュールを閣議決定
	11月	2030年までのポーランドのエネルギー政策を閣議決定 - エネルギー効率の改善 - エネルギーセキュリティの強化 - 原子力発電の導入による発電構成の多角化 - バイオ燃料を含む再生可能エネルギー源の開発 - 競争力のある燃料・エネルギー市場の開発 - 電力業界が環境に与える影響の削減
2010年	1月	PGE社、原子力発電所建設・運営の特別目的事業体 PGE EJ1 を設立。投資プロセス、サイト選定、許認可、ポーランド初の原子力発電の建設と運転を担当
	3月	原子力発電担当全権委員、初号機の建設予定地としてジャルノビエツ地区が最良と発表
2011年	5月	原子力法改正 (原子力発電所の建設を監督する国家原子力機関(PAA)による「投資プロセス全体をカバーする透明で安定した規制の枠組みの確立を規定する」ため改正)
	6月	原子力発電施設への投資と関連投資の準備及び実施に関する法律(原子力投資特別法)の制定
	11月	PGE社、建設候補サイト3か所を選定: Choczewo, Gaski, Żarnowiec

2012年	2月	PGE社、2012-2035年の戦略プラン発表 -2029年までに原子力発電所×2(各300万kW)を設置。初号機は2023年までに運転開始
	9月	PGE、Tauron Polska Energia(エネルギー公益事業者)、Enea(エネルギー公益事業者)、KGHM Polska Miedz(銅と銀の生産者)の4社による建設プロジェクト参加とPGE EJ1の株式取得の意向書締結(2015年4月、PGE70%、残り3社で各10%取得)
2013年	1月	PGE社、サイトの特性評価に関する契約を豪WorleyParsons社と締結(進捗遅延で2014年12月に契約解消)
2014年	1月	原子力発電プログラム(PNPP)を閣議決定 -2016年末までに設置場所と炉型選定、2018年末までに建設許可取得 -2024年末までに初号機、2030年末までに2号機を設置
2015年	11月	エネルギー省が新設(原子力を含むエネルギー分野を所掌)
2016年	1月	PGE EJ1社、サイト候補地として、ルビアトボ-コパリノ地区(Lubiatowo-Kopalino, Choczewo commune)とジャルノビエツ地区(Żarnowiec, Gniewino and Krokowa communes)の2か所を選定。環境保護総局(GDOŚ)に、環境影響評価(EIA)手続きを申請
	5月	GDOŚ、ルビアトボ-コパリノ地区とジャルノビエツ地区の2か所の環境影響調査を承認。環境影響評価(EIA)報告書の範囲を決定
2017年	3月	PGE EJ1社、PGE社傘下のELBIS社と、ルビアトボ-コパリノ地区とジャルノビエツ地区で、サイト調査と環境評価開始 -サイト調査:環境条件による原子力発電所の運転の安全性への影響の調査 -環境評価:原子力発電所の建設、運転、廃止措置の各段階で周囲の環境と人間の健康への影響の調査
2018年	11月	エネルギー省、2040年までのエネルギー政策(PEP2040)案を発表。 パブリックコメントを開始
2019年	11月	内閣改造・省庁再編により、エネルギー省は廃止。気候省を新設(原子力を含むエネルギー分野を所掌)
	12月	欧州委員会に国家エネルギー・気候計画(NECP)2021-2030年を提出
2020年	10月	改訂原子力発電プログラム(PNPP)を閣議決定
	10月	内閣改造・省庁再編により、気候環境省が新設(旧環境省分野も所掌)
2021年	2月	2040年までのエネルギー政策(PEP2040)(Poland's Energy Policy until 2040)を閣議決定
	3月	PGE EJ1社、全株式を国庫に売却
	5月	戦略エネルギー・インフラ特任長官による(国庫に代わり)PEG EJ1社への監督行使を閣議決定
	6月	PGE EJ1社、社名をPEJ(Polskie Elektrownie Jądrowe)に改名 原子力発電所建設プロジェクトの投資プロセスの準備、投資家、建設、運転責任。原子力発電計画の実施における政府行政への支援、原子力開発に対する国民支持の構築
	7月	気候環境省、原子力投資特別法の改正案を提出 (原子力施設の許可やその他の決定に関する行政手続きの合理化による戦略的投資の実施の加速化と国の監督の強化が目的)
	12月	PEJ社、ポーランド初の原子力発電所の優先サイトに、ルビアトボ-コパリノ地区を選定

2022年	3月	PEJ社、環境影響評価(EIA)報告書を環境保護総局(GDOŚ)に提出。ルビアトボ-コパリノ地区とジャルノビエツ地区における原子力発電所の建設と運転による影響等を分析
	8月	原子力投資特別法の改正を閣議決定
	9月	GDOŚ、二国間合意や越境環境影響評価条約(エスポー条約 Espoo Convention)により、近隣の14か国と越境協議を開始(~2023年7月まで)
	10月	PEJ社、新規建設に係る安全評価に関する“General Opinion(包括的な見解)”取得をポーランド国家原子力機関(PAA 原子力規制機関)に申請
	11月	ポーランド政府、初の大型原子力発電所3基に米国ウェスチングハウス(WE)社のAP1000の採用と建設を閣議決定。2026年初号機の建設工事を開始、2033年完成を計画
2023年	4月	原子力投資特別法改正版が発効。PEJ社、気候環境省にポモージェ県に同国初の大型炉原子炉建設に係る原則決定*(Decision-in-principle)を申請 *原則決定:原子力発電所の政府承認。原子力発電所建設がエネルギー政策等の国家政策に則したものであり、国民の利益にも適うと正式に認めるもの。今後、立地点の確定や建設許可の取得などの行政手続きが可能になる。
	6月	PAA、初の原子力発電所(AP1000)の安全評価に関する“General Opinion(包括的な見解)”をPEJ社に発出 PAA、米国NRCと原子力協力協定の5年間更新。協定にWE社のAP1000とGE日立社のBWRX-300に関する情報交換を追加
	7月	気候環境省、PEJ社にポモージェ県における原子力発電所の建設に係る原則決定(Decision-in-principle)を発給
	8月	気候環境省、低・中レベル放射性廃棄物の新たな地表処分場の候補地選定プロセスに参加する自治体を募集 PEJ社、AP1000建設に向け、ポモージェ県に立地決定を申請
	9月	IAEAのIntegrated Regulatory Review Service(IRRS)ミッション、PAAの国際的な安全基準に即した原子力発電計画への準備を評価 GDOŚ、国内初の原子力発電所建設の環境条件に関する意思決定(環境決定)を発給